特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
行方市は，国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
行方市長

公表日
令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき，被保険者に対する国民健康保険税を算出し，賦課している。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民健康保険税の賦課，更正，減免 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤地方税法に基づく調査 なお，これらの事務に関して，番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 過誤納金が発生した場合には，公金受取口座情報等を活用し，還付事務を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム，国保総合システム，統合収納管理システム，MPN管理システム，宛名管理システム，中間サーバー，EUCシステム，庁内データ連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表24，44の項 ・番号法第9条第2項，第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48，160の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部国保年金課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部国保年金課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーを得られない時に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行方市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱い事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから。従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ－5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	税務課長　高埜　栄治	税務課長	事後	
	Ⅳ－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	Ⅳ－2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－3目的を超えた紐付け事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ－8実施の有無	(追加)		事後	
	Ⅳ－9従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	Ⅰ－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム，国保総合システム，口座管理システム，MPN管理システム，宛名管理システム，中間サーバー	国民健康保険システム，国保総合システム，口座管理システム，MPN管理システム，収納管理システム，宛名管理システム，中間サーバー	事後	
	Ⅰ－4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】20条	番号法第19条第7号　別表第二 【情報照会】27項 【情報提供】実施しない 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】20条 【情報提供】実施しない	事後	
	Ⅰ－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求，8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市税務課　茨城県行方市麻生1561-9 0299-72-0811	行方市総務部税務課　茨城県行方市麻生1561-9　0299-72-0811	事後	
	Ⅱ－いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(提供)」に〇の記載なし	「接続しない(提供)」に〇の追記	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【情報照会】27項 【情報提供】実施しない 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】20条 【情報提供】実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下，「別表第二の主務省令」という。)　第20条	事後	
	Ⅱ－いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月25日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき，被保険者に対する国民健康保険税を算出し，賦課している。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民健康保険税の賦課，更正，減免 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤地方税法に基づく調査 なお，これらの事務に関して，番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	地方税法に基づき，被保険者に対する国民健康保険税を算出し，賦課している。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民健康保険税の賦課，更正，減免 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤地方税法に基づく調査 なお，これらの事務に関して，番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 過誤納金が発生した場合には，公金受取口座情報等を活用し，還付事務を行う。	事前	
	Ⅰ-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）　第20条 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）　第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第7項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事前	
	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和4年1月25日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日	事後	
令和6年6月28日	Ⅰ ー5.評価実施機関における担当部署名①部署②所属長の役職名	①総務部税務課 ②税務課長	①市民福祉部国保年金課 ②国保年金課長	事後	
	Ⅰ ー7.特定個人情報の開示・・訂正・利用停止請求	行方市総務部税務課　茨城県行方市麻生1561-9　0299-72-0811	行方市市民福祉部国保年金課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111	事後	
	Ⅰ ー8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	行方市総務部税務課　茨城県行方市麻生1561-9　0299-72-0811	行方市市民福祉部国保年金課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ ー1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム，国保総合システム，口座管理システム，MPN管理システム，収納管理システム，宛名管理システム，中間サーバー	国民健康保険システム，国保総合システム，統合収納管理システム，MPN管理システム，宛名管理システム，中間サーバー，EUCシステム，庁内データ連携システム	事前	
	Ⅳ ー8　人手を介在させる作業	（追加）		事後	
	Ⅳ ー11　もっとも優先度が高いと考えられる対策	（追加）		事後	
令和7年3月7日	Ⅰ -3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	・番号法第9条第1項別表24，44の項 ・番号法第9条第2項，第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅰ -4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）　第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第7項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48，160の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅳ ー6情報提供ネットワークとの接続	[〇]接続しない（提供）	[　]接続しない（提供）	事後	
	Ⅳ ー6情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	[十分である　　]	事後	
	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和7年1月20日	令和8年1月19日	事後	